

## 介護の日フォーラム

どうする日本の福祉 「我が事・丸ごと」カネがいる!

10月20日、東京ウィメンズプラザにおいて介護保険を考える集会が行われました。市民福祉情報オフィス・ハスカップの小竹雅子さんの報告を聞いたのち、助け合い、支え合いの理念で働くワーカーズの介護事業所や居場所作りの現場から、介護事業における課題や問題点の報告を受けました。

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を送れるよう社会全体で支えるしくみですが、その理念とは逆行するような改定、給付の抑制が繰り返されています。特に重度化防止は重要な視点ですが、2014年以降、要支援1、2が自治体の事業に移行して、自治体間の取り組みの差がどう影響を及ぼしているか調査が必要です。

また「要介護1・2」の対象者から訪問介護の生活援助を外すことや回数制限を

する動きが見えますが、生活援助は、在宅生活の維持には不可欠であり、重度化を防ぐためには軽度の状態から専門性を持つ適切な支援、一人ひとりの生活実態にあったケアプランが重要です。在宅生活を支える地域包括ケアシステムの構築と本来の介護保険制度の理念に立ち返るべきです。

★大田区の場合、2017年度より日常生活支援総合事業として要支援者への生活支援(訪問・通所型サービス)の利用期間を最長1年と設定しました。要支援者にとっては「生活支援」が自立を支えていたわけなので、1年で打ち切られることは経済的な負担増が重度化につながることで予想され、心配です。



【参考】要介護区分のめやす(公益財団法人長寿科学振興財団が運営しているウェブサイトより)

要介護状態区分	状態のめやす
要支援1	日常生活動作(食事・排泄・入浴・掃除)の自宅での生活において、基本的な日常生活は一人で行うことが可能だが、手段的日常生活動作(買い物・金銭管理・内服薬管理・電話利用)のどれか1つ、一部見守りや介助が必要な人が対象です。
要支援2	要支援1に加え、下肢筋力低下により、歩行状態が不安定な人。今後日常生活において介護が必要になる可能性のある人が対象です。
要介護1	手段的日常生活動作でどれか1つ、毎日介助が必要となる人が対象です。日常生活動作においても、歩行不安定や下肢筋力低下により一部介助が必要な人が対象です。
要介護2	手段的日常生活動作や日常生活動作の一部に、毎日介助が必要になる人が対象です。日常生活動作を行うことはできるが、認知症の症状がみられており、日常生活にトラブルのある可能性のある人も対象です。
要介護3	自立歩行が困難な人で、杖・歩行器や車いすを利用している人が対象です。手段的日常生活動作や日常生活動作で、毎日何かの部分でも全面的に介助が必要な人が対象です。
要介護4	移動には車いすが必要となり、常時介護なしでは、日常生活を送ることができない人が対象です。全面的に介護を行う必要はあるものの、会話が行える状態の人が対象です。胃瘻や点滴で、食事介助の必要性がない人は、全面的な介護が必要でないかと判断され、要介護4に該当することがあります。
要介護5	ほとんど寝たきりの状態で、意思の伝達が困難で、自力で食事が行えない状態の人が対象です。日常生活すべての面で、常時介護をしていないと生活することが困難な人が対象です。

## 子どもの権利条約フォーラム2018 in とちぎ

知ろう!聴こう!伝えよう!みんなが未来の主人公  
分科会 市民による子どもの権利条例づくりに参加して(2018.11.4)

1994年子どもの権利条約を日本が批准してから4半世紀がたちました。2016年には児童福祉法の改正により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する(同法第1条)」と明確に表されることになりました。

国際条約をそれぞれの自治体の施策に反映するための子どもの権利に関する条例は全国で50近く作られており、10月には西東京市でも子ども条例が施行されました。子どもは独立した人格と尊厳を持つ主体であることを踏まえ、栃木県足利市での条例づくりを中心とした分科会

に参加し学びました。

子どもが生きる現実、家庭、学校を取り巻く「いじめ」「虐待」「貧困」と厳しい状況があります。

子どもの人権を考えると、大人ももつ子ども観、保護の対象としか子どもを見ない、一方的な大人の見方についても課題があります。

「今を生きる、社会の構成員である子ども」の権利(人権)を考える機会を得て、大田区での条例づくり実現に向け多様な関係性をつくりすすめたいと考えました。(Y E)

★基調講演は大阪市西成区釜ヶ崎で、「NPO法人 こどもの里」を運営している 荘保共子さんによる、テーマ「子どもが生きる力」を守る～子どもの貧困と子どもの権利～」でした。



「こどもの里」理事長の荘保共子さんと



子どもの権利条約フォーラム会場  
の足利市民プラザにて



子どもの権利条約ネットワーク  
発行のパンフレット